

第6章 良好な景観の形成のために必要な事項

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物に関する基本的事項

箕輪町景観計画では、建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物等について、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進することをめざし、箕輪町景観計画における基本理念に基づいて、屋外広告物に関する景観形成方針を定めることとします。

また、景観計画策定後、箕輪町景観計画に示す屋外広告物等における景観形成と安全かつ周辺景観と調和のとれた掲出に向けた規制・誘導を図っていくために、箕輪町屋外広告物条例を制定することを目指します。

箕輪町屋外広告物条例が施行されるまでの期間は、長野県屋外広告物条例並びに箕輪町景観計画及び景観形成住民協定によるものとします。

人々を正しく案内・誘導する本来の機能を損ねることなく、町の景観と調和した、優れた広告物となるよう、以下の事項に取り組みます。

景観形成方針

自然、歴史・文化、経済活動など、箕輪町の自然美や品格を損なうことなく、案内・誘導を図る優れた広告物であるよう、以下の事項に取り組みます。

配 置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるとともに、建築物等のある敷地内への設置に努めます。
- ・ 経ヶ岳などの山岳や森林のスカイラインを極力阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。

規 模

- ・ 機能を損なうことなく、表示面積や高さ等は極力抑えるよう努め、良好な景観の形成を図ります。

形態・意匠

- ・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。
- ・ 建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化を図るとともに、統一されたデザインに努めます。

材 料

- ・ 周辺景観と調和するよう、質感に配慮した素材の使用に努めます。
- ・ 耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材の使用に努めます。

色 彩

- ・ 基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。
- ・ 光源を使用する際は、必要以上の明るさとならないように配慮します。

そ の 他

- ・ 歴史的資源や町民に親しまれている景観資源など、景観形成上重要な施設の周辺にあつては、地域のイメージ、雰囲気を損ねないよう十分配慮します。
- ・ 放置看板は景観を損ねるとともに危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

※広告物の種類や表示面積、高さ、色彩等の具体的な基準は箕輪町屋外広告物条例制定時、同条例において定めます。

■ 優良屋外広告物の例



南箕輪村 _ 北原



神奈川県 _ 鎌倉市



伊那市 _ 西箕輪



北海道 _ 札幌市

2. 公共施設の整備に関する事項

公共施設は地域の景観を構成する主要な要素の一つであることから、公共事業景観形成指針（資料編）を定め、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るように努めます。

指針の対象となる公共事業は次のとおりです。

対象となる公共事業

1. 道路
2. 橋りょう
3. 公園・緑地
4. 河川
5. ダム・堰堤
6. 斜面
7. 公共建築物
8. 上・下水道
9. 農地・森林

公共事業の一例



道路



橋りょう



公園・緑地



河川



ダム・堰堤



斜面



公共建築物



上・下水道



農地・森林